

政令第百二十七号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の四第四項、第二十七条の五第四項、第三十六条の二第三項、第八十七条第六項及び第九十四条第三項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条の四第六項及び第四十三条の五第六項（これらの規定を同法附則第十七条の四第十項において準用する場合を含む。）並びに第四十六条第四項、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第二条及び第三条（これらの規定を同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「七十一万二千円」を「七十三万円」に改める。

第十条第一項ただし書中「令和三年三月」を「令和四年三月」に、「令和五年四月」を「令和六年四

月」に改め、同項の表を次のように改める。

平成二十六年 度	○・〇一四
平成二十七年 度	○・〇一三
平成二十八年 度	○・〇一二
平成二十九年 度	○・〇一一
平成三十年 度	○・〇一〇
令和元年 度	○・〇〇九
令和二年 度	○・〇〇八
令和三年 度	○・〇〇六

(沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正)

第二条 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項第一号中「四・二一五」を「四・三二九」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第三条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十四号。附則第三条において「昭和六十一年経過措置政令」という。)の一部を次のように改正する。

第五十二条第二項の表第五条の二の項中「七十一万二千元」を「七十三万円」に改め、同表第六条の四第三項及び第六条の五第二項の項中「九万六百元」を「九万七千八百円」に改める。

第九十四条及び第一百七十条中「十一万三千五百円」を「十一万六千五百円」に改める。

第三百三十六条第一項の表中「二九、一〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に、「五八、五〇〇円」を「六〇、四〇〇円」に、「八七、六〇〇円」を「九〇、四〇〇円」に、「一一七、一〇〇円」を「一二〇、八〇〇円」に、「一四六、三〇〇円」を「一五一、〇〇〇円」に、「一七五、六〇〇円」を「一八一、二〇〇円」に、「二〇五、〇〇〇円」を「二一一、六〇〇円」に、「三三四、二〇〇円」を「三四一、七〇〇円」に、「二六三、四〇〇円」を「二七一、八〇〇円」に、「二九二、五〇〇円」を「三〇一、九〇〇円」に、「三二二、〇〇〇円」を「三三二、三〇〇円」に、「三五一、三〇〇円」を「三六二、五〇〇円」に、「三八〇、五〇〇円」を「三九二、七〇〇円」に、「四〇九、六〇〇円」を「四二二、七〇〇円」に、

円」に、「四三八、八〇〇円」を「四五二、八〇〇円」に、「四六八、二〇〇円」を「四八三、二〇〇円」に、「四九七、三〇〇円」を「五一三、二〇〇円」に、「五二六、七〇〇円」を「五四三、六〇〇円」に、「五五六、二〇〇円」を「五七四、〇〇〇円」に、「五八五、三〇〇円」を「六〇四、〇〇〇円」に、「六一四、六〇〇円」を「六三四、三〇〇円」に、「六四三、八〇〇円」を「六六四、四〇〇円」に、「六七三、一〇〇円」を「六九四、六〇〇円」に、「七〇二、二〇〇円」を「七二四、七〇〇円」に、「七三一、五〇〇円」を「七五四、九〇〇円」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第四条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「八・八五五」を「八・九一四」に、「八・三四一」を「八・三九七」に、「七・八五四」を「七・九〇七」に、「七・三九二」を「七・四四三」に、「六・九五五」を「七・〇〇二」に、「六・五四〇」を「六・五八五」に、「六・一四七」を「六・一九〇」に、「五・七七四」を「五・八一五」に、

「五・四二二」を「五・四六〇」に、「五・〇八六」を「五・一二三」に、「四・七六九」を「四・八〇四」に、「四・四六八」を「四・五〇一」に、「四・一八三」を「四・二一四」に、「三・九一三」を「三・九四三」に、「三・六五七」を「三・六八五」に、「三・四一四」を「三・四四一」に、「三・一八四」を「三・二〇九」に、「二・九六六」を「二・九九〇」に、「二・七五九」を「二・七八二」に、「二・五六三」を「二・五八五」に、「二・三七七」を「二・三九八」に、「二・二〇一」を「二・二二一」に、「二・〇三四」を「二・〇五三」に、「二・八七六」を「二・八九四」に、「二・七二六」を「二・七四三」に、「二・五八四」を「二・六〇〇」に、「二・四四九」を「二・四六四」に、「二・三二二」を「二・三三六」に、「二・二〇二」を「二・二二四」に、「二・〇八六」を「二・〇九九」に、「〇・九七七」を「〇・九八九」に、「〇・八七四」を「〇・八八五」に、「〇・七七六」を「〇・七八七」に、「〇・六八四」を「〇・六九四」に、「〇・五九六」を「〇・六〇六」に、「〇・五二三」を「〇・五二二」に、「〇・四三四」を「〇・四四三」に、「〇・三五九」を「〇・三六七」に、「〇・三〇七」を「〇・三一五」に、「〇・二五七」を「〇・二六四」に、「〇・二〇八」を「〇・二一六」に、「〇・一六二」を「〇・一六九」に、「〇・一四五」を「〇・一五二」に、「〇・一二九」を「〇・一三

六」に、「〇・一〇九」を「〇・一一六」に、「〇・〇九〇」を「〇・〇九七」に、「〇・〇七四」を「〇・〇八一」に、「〇・〇五九」を「〇・〇六六」に、「〇・〇四七」を「〇・〇五三」に、「〇・〇三四」を「〇・〇四一」に、「〇・〇二五」を「〇・〇三一」に、「〇・〇一八」を「〇・〇二四」に、「〇・〇一二」を「〇・〇一八」に、「〇・〇〇八」を「〇・〇一四」に、「〇・〇〇七」を「〇・〇一三」に、「〇・〇〇六」を「〇・〇一二」に、「〇・〇〇五」を「〇・〇一一」に、「〇・〇〇四」を「〇・〇一〇」に、「〇・〇〇三」を「〇・〇〇九」に、「〇・〇〇二」を「〇・〇〇八」に改め、同表に次のように加える。

令和三年度

〇・〇〇六

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第五条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「一・二九一八一八」を「一・三二四五四五」に、「一・二八八一八二」を「一・三二〇〇〇〇」に、「一・二八七二七三」を「一・三一九〇九一」に、「一・二七七二七三」を「一・三

〇九〇九一」に、「一・二六八一八二」を「一・三〇〇〇〇〇」に、「一・二六二七二七」を「一・二九四五四五」に、「一・二五七二七三」を「一・二八九〇九一」に、「一・二三一八一八」を「一・二六二七二七」に、「一・二三二七二七」を「一・二五二七二七」に、「七十三万二千八百九十円」を「七十五万八千八百九十円」に、「七十三万四千八百九十円」を「七十五万二千八百八十円」に改め、同条第五項中「一・〇一四七三二」を「一・〇三九五九二」に、「一・〇一二八九〇」を「一・〇三七七五〇」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正)

第六条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十二年政令第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号イ中「四・二二五」を「四・三二九」に改める。

(北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正)

第七条 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令(平成十四年政令第四百七号)

附則第四条において「北朝鮮拉致被害者支援法施行令」という。)の一部を次のように改正する。

別表第一中「八・八五五」を「八・九一四」に、「八・三四一」を「八・三九七」に、「七・八五四」を「七・九〇七」に、「七・三九二」を「七・四四三」に、「六・九五五」を「七・〇〇二」に、「六・五四〇」を「六・五八五」に、「六・一四七」を「六・一九〇」に、「五・七七四」を「五・八一五」に、「五・四二二」を「五・四六〇」に、「五・〇八六」を「五・一二三」に、「四・七六九」を「四・八〇四」に、「四・四六八」を「四・五〇一」に、「四・一八三」を「四・二二四」に、「三・九一三」を「三・九四三」に、「三・六五七」を「三・六八五」に、「三・四一四」を「三・四四一」に、「三・一八四」を「三・二〇九」に、「三・九六六」を「三・九九〇」に、「三・七五九」を「三・七八二」に、「二・五六三」を「二・五八五」に、「三・三七七」を「三・三九八」に、「三・二〇一」を「二・二二一」に、「二・〇三四」を「二・〇五三」に、「一・八七六」を「一・八九四」に、「一・七二六」を「一・七四三」に、「一・五八四」を「一・六〇〇」に、「一・四四九」を「一・四六四」に、「一・三三二」を「一・三三六」に、「二・二〇一」を「二・二二四」に、「二・〇八六」を「一・〇九九」に、「〇・九七七」を「〇・九八九」に、「〇・八七四」を「〇・八八五」に、「〇・七七六」を「〇・七八七」に、「〇・六八四」を「〇・六九四」に、「〇・五九六」を「〇・六〇六」に、「〇・五一三」

を「〇・五二二」に、「〇・四三四」を「〇・四四三」に、「〇・三五九」を「〇・三六七」に、「〇・三〇七」を「〇・三一五」に、「〇・二五七」を「〇・二六四」に、「〇・二〇八」を「〇・二一六」に、「〇・一六二」を「〇・一六九」に、「〇・一四五」を「〇・一五二」に、「〇・一二九」を「〇・一三六」に、「〇・一〇九」を「〇・一一六」に、「〇・〇九〇」を「〇・〇九七」に、「〇・〇七四」を「〇・〇八一」に、「〇・〇五九」を「〇・〇六六」に、「〇・〇四七」を「〇・〇五三」に、「〇・〇三四」を「〇・〇四一」に、「〇・〇二五」を「〇・〇三一」に、「〇・〇一八」を「〇・〇二四」に、「〇・〇二二」を「〇・〇一八」に、「〇・〇〇八」を「〇・〇一四」に、「〇・〇〇七」を「〇・〇一三」に、「〇・〇〇六」を「〇・〇一二」に、「〇・〇〇五」を「〇・〇一一」に、「〇・〇〇四」を「〇・〇一〇」に、「〇・〇〇三」を「〇・〇〇九」に、「〇・〇〇二」を「〇・〇〇八」に改め、同表に次のように加える。

令和三年度

〇・〇〇六

別表第二中「五・一三四」を「五・三三〇」に、「四・八二五」を「五・〇一一」に、「四・四五四」を「四・六二九」に、「四・〇六九」を「四・二三一」に、「三・八七九」を「四・〇三五」に、「三・

五七七」を「三・七二三」に、「三・三五四」を「三・四九四」に、「三・一八七」を「三・三二一」に、「二・九七六」を「三・一〇三」に、「二・七八〇」を「二・九〇一」に、「二・五〇九」を「二・六二二」に、「二・三〇一」を「二・四〇七」に、「二・一四七」を「二・二四八」に、「一・八一八」を「一・九〇八」に、「一・二八七」を「一・三六〇」に、「一・〇四七」を「一・一一三」に、「〇・八七二」を「〇・九三一」に、「〇・七三二」を「〇・七八七」に、「〇・六六二」を「〇・七一五」に、「〇・六〇二」を「〇・六五三」に、「〇・四八八」を「〇・五三五」に、「〇・四一八」を「〇・四六四」に、「〇・三八〇」を「〇・四二四」に、「〇・三五四」を「〇・三九七」に、「〇・三二三」を「〇・三六六」に、「〇・二九七」を「〇・三三九」に、「〇・二九〇」を「〇・三三一」に、「〇・二八八」を「〇・三三〇」に、「〇・二七九」を「〇・三二〇」に、「〇・二五一」を「〇・二九一」に、「〇・二二三」を「〇・二五二」に、「〇・一七四」を「〇・二二二」に、「〇・一五六」を「〇・一九三」に、「〇・一四二」を「〇・一七八」に、「〇・一三三」を「〇・一六九」に、「〇・一三二」を「〇・一六八」に、「〇・一一二」を「〇・一四八」に、「〇・一〇五」を「〇・一四一」に、「〇・一〇二」を「〇・一三七」に、「〇・〇八七」を「〇・一二二」に、「〇・〇八二」を「〇・一一七」

に、「〇・〇五四」を「〇・〇八八」に、「〇・〇四六」を「〇・〇七九」に、「〇・〇四〇」を「〇・〇七四」に改め、同表に次のように加える。

令和元年度

〇・〇六三

(国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正)

第八条 国民年金法による改定率の改定等に関する政令(平成十七年政令第九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同条中「令和五年度」を「令和六年度」に、「一・〇一五」を「一・〇四二」に、「一・〇一八」を「一・〇四五」に改める。

第二条の見出し中「令和五年度及び令和六年度」を「令和六年度及び令和七年度」に改め、同条第一項中「令和五年度」を「令和六年度」に、「〇・九七二」を「〇・九九九」に改め、同条第二項中「令和六年度」を「令和七年度」に、「〇・九九九」を「一・〇三〇」に改める。

第四条(見出しを含む。)中「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

第五条を次のように改める。

(令和六年度の四月以後の厚生年金保険法第四十六条第一項の支給停止調整額の改定)

第五条 令和六年度の四月以後の厚生年金保険法第四十六条第一項の支給停止調整額については、同条第三項本文中「四十八万円」とあるのは、「五十万円」と読み替えて、同法の規定(他の法令において引用する場合を含む。)を適用する。

第六条の見出し中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同条第一項中「令和五年度」を「令和六年度」に、「一・〇一六」を「一・〇四三」に、「一・〇一四」を「一・〇四一」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで

〇・八五三

別表第一第一号の表中「一四・一八〇」を「一四・五六三」に、「二三・八七五」を「一四・二五〇」に、「一三・六八三」を「一四・〇五二」に、「二一・三二六」を「一一・六二二」に、「一〇・四六三」を「一〇・七四六」に、「九・四四六」を「九・七〇二」に、「八・六七六」を「八・九一〇」に、「七・九七三」を「八・一八八」に、「六・九七八」を「七・一六六」に、「六・四一一」を「六・五八四」に、「六・二三五」を「六・四〇三」に、「五・五一六」を「五・六六五」に、「四・二二五」を

「四・三二九」に、「三・六五六」を「三・七五五」に、「二・六八一」を「二・七五三」に、「二・二八五」を「二・三四七」に、「一・八八九」を「一・九四〇」に、「一・七三六」を「一・七八三」に、「一・六四六」を「一・六九〇」に、「一・四八三」を「一・五二三」に、「一・四一〇」を「一・四四八」に、「一・三六三」を「一・四〇〇」に、「一・三一二」を「一・三四六」に、「一・二四〇」を「一・二七三」に、「一・二〇八」を「一・二四二」に、「一・一七八」を「一・二二〇」に、「一・一〇八」を「一・一三八」に、「一・〇五六」を「一・〇八五」に、「一・〇二六」を「一・〇五四」に、「一・〇〇六」を「一・〇三三」に、「〇・九九八」を「一・〇二五」に、「〇・九九七」を「一・〇二四」に、「〇・九九三」を「一・〇二〇」に、「〇・九七二」を「〇・九九八」に、「〇・九六六」を「〇・九九二」に、「〇・九六九」を「〇・九九五」に、「〇・九七四」を「一・〇〇〇」に、「〇・九八一」を「一・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九九五」を「一・〇二二」に、「〇・九九六」を「一・〇二三」に、「〇・九七七」を「一・〇〇三」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「一・〇〇二」を「一・〇二八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九五七」を「〇・九八三」に、「〇・九

五四」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで

〇・九二八

別表第一第二号の表中「一四・三二四」を「一四・七一」に、「一四・〇一四」を「一四・三九二」に、「一三・八一九」を「一四・一九二」に、「二一・四三〇」を「一一・七三九」に、「一〇・五六八」を「一〇・八五三」に、「九・五四三」を「九・八〇一」に、「八・七五八」を「八・九九四」に、「八・〇五三」を「八・二七〇」に、「七・〇四七」を「七・二三七」に、「六・四七四」を「六・六四九」に、「六・三〇〇」を「六・四七〇」に、「五・五七三」を「五・七二三」に、「四・二五八」を「四・三七三」に、「三・六九三」を「三・七九三」に、「二・七〇六」を「二・七七九」に、「二・三〇八」を「二・三七〇」に、「二・九〇九」を「二・九六一」に、「二・七五五」を「二・八〇二」に、「二・六六二」を「二・七〇七」に、「二・四九八」を「二・五三八」に、「二・四二七」を「二・四六六」に、「二・三七七」を「二・四一四」に、「二・三二五」を「二・三六一」に、「二・二五〇」を

「二・二八四」に、「二・二二二」を「一・二五四」に、「二・一八九」を「一・二二二」に、「一・一八」を「一・一四八」に、「二・〇六八」を「一・〇九七」に、「二・〇三六」を「一・〇六四」に、「二・〇一六」を「一・〇四三」に、「〇・九九八」を「二・〇二五」に、「〇・九九七」を「一・〇二四」に、「〇・九九三」を「一・〇二〇」に、「〇・九七二」を「〇・九九八」に、「〇・九六六」を「〇・九九二」に、「〇・九六九」を「〇・九九五」に、「〇・九七四」を「一・〇〇〇」に、「〇・九八一」を「一・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九九五」を「一・〇二二」に、「〇・九九六」を「一・〇二三」に、「〇・九七七」を「二・〇〇三」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「二・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九五七」を「〇・九八三」に、「〇・九五四」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで

〇・九二八

別表第一第三号の表中「一四・六三〇」を「一五・〇二五」に、「一四・三二八」を「一四・七〇五」に、「一四・一一六」を「一四・四九七」に、「一一・六七四」を「一一・九八九」に、「一〇・七九三」を「一一・〇八四」に、「九・七四六」を「二〇・〇〇九」に、「八・九五三」を「九・一九五」に、「八・二三九」を「八・四五二」に、「七・二〇二」を「七・三九五」に、「六・六一一」を「六・七八九」に、「六・四三七」を「六・六一一」に、「五・六八九」を「五・八四三」に、「四・三五〇」を「四・四六七」に、「三・七七二」を「三・八七四」に、「二・七六七」を「二・八四二」に、「二・三六〇」を「二・四二四」に、「一・九五〇」を「二・〇〇三」に、「一・七九二」を「一・八四〇」に、「一・六九六」を「一・七四二」に、「一・五三二」を「一・五七二」に、「一・四五八」を「一・四九七」に、「一・四〇四」を「一・四四二」に、「一・三五二」を「一・三八九」に、「一・二七八」を「一・三二二」に、「一・二四六」を「一・二八〇」に、「一・二一六」を「一・二四九」に、「一・一四二」を「一・一七三」に、「一・〇九二」を「一・一二〇」に、「一・〇五八」を「一・〇八七」に、「一・〇三七」を「一・〇六五」に、「一・〇一八」を「一・〇四五」に、「〇・九九七」を「一・〇二四」に、「〇・九九三」を「一・〇二〇」に、「〇・九七二」を「〇・九九八」に、「〇・九六六」

を「〇・九九二」に、「〇・九六九」を「〇・九九五」に、「〇・九七四」を「一・〇〇〇」に、「〇・九八一」を「一・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九九五」を「一・〇二二」に、「〇・九九六」を「一・〇二三」に、「〇・九七七」を「一・〇〇三」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九八」を「一・〇二五」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九五七」を「〇・九八三」に、「〇・九五四」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで

〇・九二八

別表第一第四号の表中「二四・七〇五」を「二五・一〇二」に、「二四・三八八」を「二四・七七六」に、「一四・一八九」を「一四・五七二」に、「二一・七三五」を「二二・〇五二」に、「一〇・八四九」を「一一・一四二」に、「九・七九六」を「一〇・〇六〇」に、「八・九九六」を「九・二三九」

に、「八・二六八」を「八・四九一」に、「七・二三六」を「七・四三一」に、「六・六四七」を「六・八二六」に、「六・四七〇」を「六・六四五」に、「五・七二二」を「五・八七五」に、「四・三七二」を「四・四九〇」に、「三・七九二」を「三・八九四」に、「二・七八二」を「二・八五六」に、「二・三七二」を「二・四三五」に、「二・九六〇」を「二・〇二三」に、「二・八〇二」を「二・八五二」に、「二・七〇五」を「二・七五二」に、「二・五三八」を「二・五八〇」に、「二・四六五」を「二・五〇五」に、「二・四二〇」を「二・四四八」に、「二・三五九」を「二・三九六」に、「二・二八四」を「二・三一九」に、「二・二五二」を「二・二八六」に、「二・二二二」を「二・二五五」に、「二・一四七」を「二・一七八」に、「二・〇九六」を「二・一二六」に、「二・〇六四」を「二・〇九三」に、「二・〇四三」を「二・〇七二」に、「二・〇二三」を「二・〇五二」に、「二・〇〇二」を「二・〇二九」に、「〇・九八八」を「二・〇二五」に、「〇・九七二」を「〇・九九八」に、「〇・九六六」を「〇・九九二」に、「〇・九六九」を「〇・九九五」に、「〇・九七四」を「二・〇〇〇」に、「〇・九八一」を「二・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「二・〇一七」に、「〇・九九五」を「二・〇二二」に、「〇・九九六」を「二・〇二三」に、「〇・九九七」を「二・〇二四」に、「〇・九七七」を「二・

〇〇三」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九八」を「一・〇二五」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九五七」を「〇・九八三」に、「〇・九五四」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで

〇・九二八

別表第一第五号の表中「一四・七〇五」を「一五・一〇二」に、「一四・三八八」を「一四・七七六」に、「一四・一八九」を「一四・五七二」に、「一一・七三五」を「一二・〇五二」に、「一〇・八四九」を「一一・一四二」に、「九・七九六」を「一〇・〇六〇」に、「八・九九六」を「九・二三九」に、「八・二六八」を「八・四九二」に、「七・二三六」を「七・四三一」に、「六・六四七」を「六・八二六」に、「六・四七〇」を「六・六四五」に、「五・七二二」を「五・八七五」に、「四・三七二」を「四・四九〇」に、「三・七九二」を「三・八九四」に、「二・七八一」を「二・八五六」に、「二・

三七二」を「二・四三五」に、「一・九六〇」を「二・〇一三」に、「一・八〇二」を「一・八五二」に、「一・七〇五」を「一・七五二」に、「一・五三八」を「一・五八〇」に、「一・四六五」を「一・五〇五」に、「一・四一〇」を「一・四四八」に、「一・三五九」を「一・三九六」に、「一・二八四」を「一・三一九」に、「一・二五二」を「一・二八六」に、「一・二二二」を「一・二五五」に、「一・一四七」を「一・一七八」に、「一・〇九六」を「一・一二六」に、「一・〇六四」を「一・〇九三」に、「一・〇四三」を「一・〇七二」に、「一・〇二三」を「一・〇五一」に、「一・〇〇二」を「一・〇二九」に、「〇・九八八」を「一・〇二五」に、「〇・九七五」を「一・〇〇二」に、「〇・九六六」を「〇・九九二」に、「〇・九六九」を「〇・九九五」に、「〇・九七四」を「一・〇〇〇」に、「〇・九八一」を「一・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九九五」を「一・〇二二」に、「〇・九九六」を「一・〇二三」に、「〇・九九七」を「一・〇二四」に、「〇・九七七」を「一・〇〇三」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九八」を「一・〇二五」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九七二」を「〇・九九八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九五七」を「〇・九八三」

に、「〇・九五四」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで

〇・九二八

別表第一第六号の表中「一四・七六六」を「一五・一六五」に、「一四・四四七」を「一四・八三七」に、「一四・二四九」を「一四・六三四」に、「二一・七八二」を「二二・一〇〇」に、「一〇・八九四」を「一一・一八八」に、「九・八三六」を「一〇・一〇二」に、「九・〇三三」を「九・二七七」に、「八・三〇二」を「八・五二六」に、「七・二六五」を「七・四六一」に、「六・六七三」を「六・八五三」に、「六・四九五」を「六・六七〇」に、「五・七四三」を「五・八九八」に、「四・三九一」を「四・五一〇」に、「三・八〇八」を「三・九一一」に、「二・七九二」を「二・八六七」に、「二・三八一」を「二・四四五」に、「二・九六八」を「二・〇二二」に、「二・八一〇」を「二・八五九」に、「二・七二二」を「二・七五八」に、「二・五四四」を「二・五八六」に、「二・四七二」を「二・五一二」に、「二・四一七」を「二・四五五」に、「二・三六六」を「二・四〇三」に、「二・二九〇」

を「一・三三五」に、「一・二五七」を「一・二九一」に、「一・二二七」を「一・二六〇」に、「一・一五二」を「一・一八三」に、「一・一〇二」を「一・一三一」に、「一・〇六九」を「一・〇九八」に、「一・〇四八」を「一・〇七六」に、「一・〇二七」を「一・〇五五」に、「一・〇〇六」を「一・〇三三」に、「〇・九九三」を「一・〇二〇」に、「〇・九七九」を「一・〇〇五」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九六九」を「〇・九九五」に、「〇・九七四」を「一・〇〇〇」に、「〇・九八一」を「一・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「一・〇二七」に、「〇・九九五」を「一・〇二二」に、「〇・九九六」を「一・〇二三」に、「〇・九九七」を「一・〇二四」に、「〇・九七七」を「一・〇〇三」に、「〇・九八九」を「一・〇二六」に、「〇・九九八」を「一・〇二五」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九七二」を「〇・九九八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九六六」を「〇・九九二」に、「〇・九五七」を「〇・九八三」に、「〇・九五四」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九三八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで

〇・九二八

別表第一第七号の表中「一四・八七一」を「一五・二七三」に、「一四・五五三」を「一四・九四六」に、「一四・三五一」を「一四・七三八」に、「二一・八六六」を「二一・一八六」に、「一〇・九七五」を「一一・二七一」に、「九・九〇九」を「二〇・一七七」に、「九・〇九九」を「九・三四五」に、「八・三六三」を「八・五八九」に、「七・三一七」を「七・五一五」に、「六・七二二」を「六・九〇三」に、「六・五四二」を「六・七一九」に、「五・七八四」を「五・九四〇」に、「四・四二二」を「四・五四一」に、「三・八三七」を「三・九四一」に、「二・八一三」を「二・八八九」に、「二・四〇〇」を「二・四六五」に、「二・九八一」を「二・〇三四」に、「二・八二三」を「二・八七二」に、「二・七二四」を「二・七七二」に、「二・五五四」を「二・五九六」に、「二・四八一」を「二・五二二」に、「二・四二八」を「二・四六七」に、「二・三七六」を「二・四一三」に、「二・三〇〇」を「二・三三五」に、「二・二六六」を「二・三〇〇」に、「二・二三六」を「二・二六九」に、「二・一六一」を「二・一九二」に、「二・一〇九」を「二・一三九」に、「二・〇七八」を「二・一〇七」に、「二・〇五五」を「二・〇八三」に、「二・〇三四」を「二・〇六二」に、「二・〇一三」を「二・

〇四〇」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九八六」を「一・〇一三」に改め、同表平成十年四月から平成十一年三月までの項中「〇・九七五」を「一・〇〇一」に改め、同表平成十一年四月から平成十二年三月までの項及び平成十二年四月から平成十三年三月までの項中「〇・九七四」を「一・〇〇〇」に改め、同表平成十三年四月から平成十四年三月までの項中「〇・九八一」を「一・〇〇七」に改め、同表平成十四年四月から平成十五年三月までの項中「〇・九九〇」を「一・〇一七」に改め、同表平成十五年四月から平成十六年三月までの項中「〇・九九五」を「一・〇二二」に改め、同表平成十六年四月から平成十七年三月までの項中「〇・九九六」を「一・〇二三」に改め、同表平成十七年四月から平成十八年三月までの項及び平成十八年四月から平成十九年三月までの項中「〇・九九七」を「一・〇二四」に改め、同表平成十九年四月から平成二十年三月までの項中「〇・九九五」を「一・〇二二」に改め、同表平成二十年四月から平成二十一年三月までの項中「〇・九七七」を「一・〇〇三」に改め、同表平成二十一年四月から平成二十二年三月までの項中「〇・九八九」を「一・〇一六」に改め、同表平成二十二年四月から平成二十三年三月までの項中「〇・九九六」を「一・〇二三」に改め、同表平成二十三年四月から平成二十四年三月までの項中「〇・九九八」を「一・〇二五」に改め、同表平成二十四年四月から平成

二十五年三月までの項中「〇・九九九」を「一・〇二六」に改め、同表平成二十六年四月から平成二十七年三月までの項中「〇・九七二」を「〇・九九八」に改め、同表平成二十七年四月から平成二十八年三月までの項中「〇・九六七」を「〇・九九三」に改め、同表平成二十八年四月から平成二十九年三月までの項中「〇・九七〇」を「〇・九九六」に改め、同表平成二十九年四月から平成三十年三月までの項中「〇・九六六」を「〇・九九二」に改め、同表平成三十年四月から平成三十一年三月までの項中「〇・九五七」を「〇・九八三」に改め、同表平成三十一年四月から令和二年三月までの項及び令和二年四月から令和三年三月までの項中「〇・九五四」を「〇・九八〇」に改め、同表令和三年四月から令和四年三月までの項中「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで

〇・九二八

別表第一第八号の表中「一四・九九五」を「一五・四〇〇」に、「一四・六七二」を「一五・〇六八」に、「一四・四六七」を「一四・八五八」に、「一一・九六六」を「一二・二八九」に、「一一・〇六

「一」を「一一・三六〇」に、「九・九八九」を「二〇・二五九」に、「九・一七三」を「九・四二二」に、「八・四三二」を「八・六五九」に、「七・三八〇」を「七・五七九」に、「六・七七七」を「六・九六〇」に、「六・五九四」を「六・七七二」に、「五・八三二」を「五・九八九」に、「四・四五八」を「四・五七八」に、「三・八六八」を「三・九七二」に、「二・八三八」を「二・九一五」に、「二・四一六」を「二・四八二」に、「二・九九七」を「二・〇五一」に、「二・八三七」を「一・八八七」に、「二・七三九」を「二・七八六」に、「二・五六六」を「二・六〇八」に、「二・四九三」を「一・五三三」に、「二・四四二」を「一・四八〇」に、「二・三八七」を「一・四二四」に、「二・三一」を「一・三四六」に、「二・二七七」を「二・三二一」に、「二・二四五」を「二・二七九」に、「二・一七〇」を「二・二〇二」に、「二・一一七」を「二・一四七」に、「二・〇八六」を「二・一一五」に、「二・〇六三」を「二・〇九二」に、「二・〇四三」を「二・〇七二」に、「二・〇二二」を「二・〇四九」に、「二・〇〇九」を「二・〇三六」に、「〇・九九六」を「二・〇二三」に、「〇・九八三」を「二・〇二〇」に、「〇・九八二」を「二・〇〇九」に、「〇・九八一」を「二・〇〇七」に、「〇・九九〇」を「二・〇一七」に、「〇・九九五」を「二・〇二二」に、「〇・九九七」を「二・〇二四」

に、「〇・九七七」を「一・〇〇三」に、「〇・九八九」を「一・〇一六」に、「〇・九九八」を「一・〇二五」に、「〇・九九九」を「一・〇二六」に、「一・〇〇一」を「一・〇二八」に、「〇・九七二」を「〇・九九八」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九六六」を「〇・九九二」に、「〇・九五七」を「〇・九八三」に、「〇・九五四」を「〇・九八〇」に、「〇・九五六」を「〇・九八三」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九五八」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三二」を「〇・九二八」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで

〇・九二八

別表第一第九号の表中「一五・〇〇九」を「一五・四一四」に、「一四・六八五」を「一五・〇八一」に、「一四・四八三」を「一四・八七四」に、「二一・九七七」を「二二・三〇〇」に、「二一・〇七四」を「二一・三七三」に、「一〇・〇〇〇」を「一〇・二七〇」に、「九・一八一」を「九・四二九」に、「八・四四〇」を「八・六六八」に、「七・三八五」を「七・五八四」に、「六・七八三」を「六・九六六」に、「六・五九九」を「六・七七七」に、「五・八三八」を「五・九九六」に、「四・四六二」

を「四・五八二」に、「三・八七一」を「三・九七六」に、「三・八四二」を「二・九一八」に、「二・四一八」を「二・四八三」に、「二・九九九」を「二・〇五三」に、「二・八三八」を「一・八八八」に、「二・七四二」を「二・七八八」に、「二・五六八」を「二・六一〇」に、「二・四九四」を「一・五三四」に、「二・四四二」を「一・四八一」に、「二・三八七」を「一・四二四」に、「二・三二二」を「一・三四七」に、「二・二七八」を「二・三二二」に、「二・二四六」を「二・二八〇」に、「二・一七一」を「二・二〇三」に、「二・一一八」を「二・一四八」に、「二・〇八七」を「二・一一六」に、「二・〇六四」を「二・〇九三」に、「二・〇四三」を「二・〇七二」に、「二・〇三二」を「二・〇五〇」に、「二・〇二〇」を「二・〇三七」に、「〇・九九七」を「二・〇二四」に、「〇・九八四」を「二・〇一一」に、「〇・九八三」を「二・〇一〇」に、「〇・九八二」を「二・〇〇九」に、「〇・九八八」を「二・〇一五」に、「〇・九九一」を「二・〇一八」に、「〇・九九三」を「二・〇二〇」に、「〇・九九五」を「二・〇二二」に、「〇・九七五」を「二・〇〇二」に、「〇・九八七」を「二・〇一四」に、「〇・九九六」を「二・〇二三」に、「〇・九九九」を「二・〇二六」に、「〇・九七〇」を「〇・九九六」に、「〇・九六五」を「〇・九九一」に、「〇・九六八」を「〇・九九四」に、「〇・

九六四」を「〇・九九〇」に、「〇・九五五」を「〇・九八一」に、「〇・九五二」を「〇・九七八」に、「〇・九五四」を「〇・九八一」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの項中「〇・九三〇」を「〇・九五六」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三〇」を「〇・九二六」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年三月まで

〇・九二六

別表第一第十号の表以外の部分中「以後」を「から昭和三十二年四月一日までの間」に改め、同表中「二五・〇五三」を「二五・四五九」に、「二四・七二八」を「二五・一二六」に、「二四・五二六」を「二四・九一八」に、「二二・〇一三」を「二二・三三七」に、「一一・一〇七」を「一一・四〇七」に、「一〇・〇三〇」を「一〇・三〇一」に、「九・二〇八」を「九・四五七」に、「八・四六五」を「八・六九四」に、「七・四〇六」を「七・六〇六」に、「六・八〇三」を「六・九八七」に、「六・六一八」を「六・七九七」に、「五・八五五」を「六・〇一三」に、「四・四七五」を「四・五九六」に、「三・八八三」を「三・九八八」に、「二・八四九」を「二・九二六」に、「二・四二五」を「二・四九〇」に、「二・〇〇五」を「二・〇五九」に、「二・八四四」を「二・八九四」に、「一・七四七」を

「一・七九四」に、「一・五七三」を「一・六一五」に、「一・四九八」を「一・五三八」に、「一・四四六」を「一・四八五」に、「一・三九一」を「一・四二九」に、「一・三一六」を「一・三五二」に、「一・二八二」を「一・三二七」に、「一・二五〇」を「一・二八四」に、「一・一七四」を「一・二〇六」に、「一・一二一」を「一・一五一」に、「一・〇九〇」を「一・一一九」に、「一・〇六七」を「一・〇九六」に、「一・〇四七」を「一・〇七五」に、「一・〇二五」を「一・〇五三」に、「一・〇一三」を「一・〇四〇」に、「一・〇〇〇」を「一・〇二七」に、「〇・九八七」を「一・〇一四」に、「〇・九八六」を「一・〇二三」に、「〇・九八五」を「一・〇二二」に、「〇・九九一」を「一・〇一八」に、「〇・九九四」を「一・〇二二」に、「〇・九九五」を「一・〇二二」に、「〇・九九七」を「一・〇二四」に、「〇・九七八」を「一・〇〇四」に、「〇・九九〇」を「一・〇一七」に、「〇・九九八」を「一・〇二五」に、「一・〇〇二」を「一・〇二九」に、「〇・九七三」を「〇・九九九」に、「〇・九六八」を「〇・九九四」に、「〇・九七一」を「〇・九九七」に、「〇・九六七」を「〇・九九三」に、「〇・九五八」を「〇・九八四」に、「〇・九五五」を「〇・九八一」に、「〇・九五二」を「〇・九七八」に、「〇・九五四」を「〇・九八一」に改め、同表令和四年四月から令和五年三月までの

項中「〇・九三〇」を「〇・九五六」に改め、同表令和五年四月から令和六年三月までの項中「〇・九三〇」を「〇・九二六」に改め、同表に次のように加える。

令和六年四月から令和七年二月まで

〇・九二六

別表第一に次の一号を加える。

十一 昭和三十二年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・四五九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一五・一二六
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・九一八
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一二・三三七
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・四〇七
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	一〇・三〇一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・四五七

昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・六九四
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・六〇六
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・九八七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・七九七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	六・〇一三
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・五九六
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・九八八
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・九二六
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四九〇
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	二・〇五九
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八九四
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七九四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六一五

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五三八
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四八五
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四二九
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三五二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・三一七
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二八四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・二〇六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一五一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・一一九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇九六
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇七五
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇五三
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇四〇

平成九年四月から平成十年三月まで	一・〇二七
平成十年四月から平成十一年三月まで	一・〇二四
平成十一年四月から平成十二年三月まで	一・〇一三
平成十二年四月から平成十三年三月まで	一・〇一三
平成十三年四月から平成十四年三月まで	一・〇一二
平成十四年四月から平成十五年三月まで	一・〇一八
平成十五年四月から平成十六年三月まで	一・〇二一
平成十六年四月から平成十七年三月まで	一・〇二二
平成十七年四月から平成十八年三月まで	一・〇二四
平成十八年四月から平成十九年三月まで	一・〇二四
平成十九年四月から平成二十年三月まで	一・〇二一
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	一・〇〇四
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	一・〇一七

平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	一・〇二二
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	一・〇二五
平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇二七
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇二九
平成二十六年四月から平成二十七年三月まで	〇・九九九
平成二十七年四月から平成二十八年三月まで	〇・九九四
平成二十八年四月から平成二十九年三月まで	〇・九九七
平成二十九年四月から平成三十年三月まで	〇・九九三
平成三十年四月から平成三十一年三月まで	〇・九八四
平成三十一年四月から令和二年三月まで	〇・九八一
令和二年四月から令和三年三月まで	〇・九七八
令和三年四月から令和四年三月まで	〇・九八一
令和四年四月から令和五年三月まで	〇・九五六

令和五年四月から令和六年三月まで

〇・九二六

令和六年四月から令和七年三月まで

〇・九二六

別表第二第一号の表中「二三・九九八」を「二四・三七六」に、「二三・三五九」を「二三・七二〇」に、「一二・九九三」を「一三・三四四」に、「二二・一〇九」を「二二・四三六」に、「一〇・二六〇」を「二〇・五三七」に、「九・一二二」を「九・三五八」に、「八・一九七」を「八・四一八」に、「七・四三七」を「七・六三八」に、「七・〇二九」を「七・二二九」に、「六・一四七」を「六・三一三」に、「五・八五三」を「六・〇一一」に、「五・一四二」を「五・二八〇」に、「四・〇九四」を「四・二〇五」に、「三・六九七」を「三・七九七」に、「二・五三〇」を「二・五九八」に、「二・一六二」を「二・二二〇」に、「一・七八八」を「一・八三六」に、「一・六九五」を「一・七四一」に、「一・六三四」を「一・六七八」に、「一・五〇四」を「一・五四五」に、「一・四一〇」を「一・四四八」に、「一・三九二」を「一・四三〇」に、「一・二九〇」を「一・三三五」に、「一・二四〇」を「一・二七三」に改め、別表第二第二号の表中「二四・一三八」を「二四・五二〇」に、「一三・四九三」を「一三・八五七」に、「一三・一二二」を「一三・四七六」に、「二二・二三九」を「二二・五五

九」に、「一〇・三六二」を「一〇・六四二」に、「九・二〇三」を「九・四五二」に、「八・二七九」を「八・五〇三」に、「七・五一二」を「七・七一四」に、「七・〇九八」を「七・二九〇」に、「六・二〇八」を「六・三七六」に、「五・九一〇」を「六・〇七〇」に、「五・一九二」を「五・三三二」に、「四・一三六」を「四・二四八」に、「三・七三四」を「三・八三五」に、「二・五五六」を「二・六二五」に、「二・一八六」を「二・二四五」に、「二・八〇八」を「二・八五七」に、「二・七二二」を「一・七五八」に、「一・六五二」を「一・六九六」に、「一・五一九」を「一・五六〇」に、「一・四二七」を「一・四六六」に、「一・四〇五」を「一・四四三」に、「一・三〇五」を「一・三四〇」に、「一・二五〇」を「一・二八四」に改め、別表第二第三号の表中「二四・四四二」を「一四・八三二」に、「一三・七八二」を「一四・一五四」に、「一三・四〇四」を「一三・七六六」に、「一二・四九四」を「一二・八三二」に、「一〇・五八六」を「一〇・八七二」に、「九・四〇二」を「九・六五六」に、「八・四六〇」を「八・六八八」に、「七・六七二」を「七・八七九」に、「七・二五二」を「七・四四八」に、「六・三四〇」を「六・五一二」に、「六・〇三六」を「六・一九九」に、「五・三〇三」を「五・四四六」に、「四・二二三」を「四・三三七」に、「三・八一六」を「三・九一九」に、

「三・六〇九」を「二・六七九」に、「二・二三一」を「二・二九一」に、「一・八四四」を「一・八九四」に、「一・七五〇」を「一・七九七」に、「一・六八六」を「一・七三二」に、「一・五四八」を「一・五九〇」に、「一・四五八」を「一・四九七」に、「一・四三七」を「一・四七六」に、「一・三三三」を「一・三六九」に、「一・二七八」を「一・三二二」に改め、別表第二第四号の表中「一四・五一八」を「一四・九一〇」に、「一三・八五〇」を「一四・二二四」に、「一三・四七三」を「一三・八三七」に、「一二・五五七」を「一二・八九六」に、「一〇・六四〇」を「一〇・九二七」に、「九・四四九」を「九・七〇四」に、「八・五〇二」を「八・七三二」に、「七・七一」を「七・九一九」に、「七・二八八」を「七・四八五」に、「六・三七四」を「六・五四六」に、「六・〇六七」を「六・二三一」に、「五・三三八」を「五・四七二」に、「四・二四五」を「四・三六〇」に、「三・八三六」を「三・九四〇」に、「二・六二三」を「二・六九四」に、「二・二四三」を「二・三〇四」に、「一・八五四」を「一・九〇四」に、「一・七六〇」を「一・八〇八」に、「一・六九四」を「一・七四〇」に、「一・五五七」を「一・五九九」に、「一・四六五」を「一・五〇五」に、「一・四四五」を「一・四八四」に、「一・三三九」を「一・三七五」に、「一・二八四」を「一・三一九」に改め、別表第二第五号

の表中「二四・五七八」を「二四・九七二」に、「二三・九〇八」を「二四・二八四」に、「二三・五二九」を「二三・八九四」に、「一二・六〇九」を「一二・九四九」に、「一〇・六八二」を「一〇・九七〇」に、「九・四八九」を「九・七四五」に、「八・五三六」を「八・七六六」に、「七・七四〇」を「七・九四九」に、「七・三一八」を「七・五二六」に、「六・四〇〇」を「六・五七三」に、「六・〇九三」を「六・二五八」に、「五・三五三」を「五・四九八」に、「四・二六二」を「四・三七七」に、「三・八五二」を「三・九五六」に、「二・六三二」を「二・七〇三」に、「二・二五三」を「二・三二四」に、「一・八六一」を「一・九一一」に、「一・七六六」を「一・八一四」に、「一・七〇一」を「一・七四七」に、「一・五六三」を「一・六〇五」に、「一・四七一」を「一・五一二」に、「一・四五〇」を「一・四八九」に、「一・三四四」を「一・三八〇」に、「一・二九〇」を「一・三二五」に改め、別表第二第六号の表中「二四・六八三」を「二五・〇七九」に、「二四・〇一〇」を「二四・三八八」に、「二三・六二七」を「二三・九九五」に、「二二・六九九」を「二三・〇四二」に、「一〇・七六〇」を「一一・〇五一」に、「九・五五七」を「九・八一五」に、「八・五九八」を「八・八三〇」に、「七・七九八」を「八・〇〇九」に、「七・三七三」を「七・五七二」に、「六・四四八」を「六・

六二二」に、「六・一三六」を「六・三〇二」に、「五・三九二」を「五・五三八」に、「四・二九一」を「四・四〇七」に、「三・八七八」を「三・九八三」に、「二・六五一」を「二・七二三」に、「二・二六八」を「二・三二九」に、「二・八七五」を「二・九二六」に、「二・七八〇」を「二・八二八」に、「二・七二三」を「二・七五九」に、「二・五七五」を「二・六一八」に、「二・四八一」を「二・五二二」に、「二・四六一」を「二・五〇〇」に、「二・三五四」を「二・三九一」に、「二・三〇〇」を「二・三三五」に改め、別表第二第七号の表中「二四・八〇一」を「二五・二〇一」に、「二四・一二二」を「二四・五〇三」に、「一三・七三五」を「二四・一〇六」に、「一二・八〇二」を「一三・一四八」に、「一〇・八四五」を「一一・一三八」に、「九・六三四」を「九・八九四」に、「八・六六八」を「八・九〇二」に、「七・八六三」を「八・〇七五」に、「七・四三四」を「七・六三五」に、「六・四九八」を「六・六七三」に、「六・一八七」を「六・三五四」に、「五・四三六」を「五・五八三」に、「四・三二九」を「四・四四六」に、「三・九一〇」を「四・〇一六」に、「二・六七三」を「二・七四五」に、「二・二八七」を「二・三四九」に、「二・八九〇」を「二・九四二」に、「二・七九四」を「二・八四二」に、「二・七二七」を「二・七七四」に、「二・五八九」を「二・六三二」に、「二・

四九三」を「一・五三三」に、「一・四七二」を「一・五一二」に、「一・三六五」を「一・四〇二」に、「一・三二一」を「一・三四六」に改め、別表第二第八号の表中「一四・八一四」を「一五・二一四」に、「一四・一三七」を「一四・五一九」に、「一三・七五〇」を「一四・一二一」に、「一二・八一五」を「一三・一六一」に、「一〇・八五八」を「一一・一五一」に、「九・六四二」を「九・九〇二」に、「八・六七六」を「八・九一〇」に、「七・八七二」を「八・〇八四」に、「七・四四一」を「七・六四二」に、「六・五〇四」を「六・六八〇」に、「六・一九三」を「六・三六〇」に、「五・四四〇」を「五・五八七」に、「四・三三三」を「四・四五〇」に、「三・九一五」を「四・〇二一」に、「三・六七六」を「二・七四八」に、「二・二八九」を「三・三五二」に、「一・八九三」を「一・九四四」に、「一・七九六」を「一・八四四」に、「一・七三〇」を「一・七七七」に、「一・五九一」を「一・六三四」に、「一・四九四」を「一・五三四」に、「一・四七三」を「一・五一三」に、「一・三六六」を「一・四〇三」に、「一・三二二」を「一・三四七」に改め、別表第二第九号の表以外の部分中「以後」を「から昭和三十二年四月一日までの間」に改め、同表中「一四・八五八」を「一五・二五九」に、「一四・一七八」を「一四・五六一」に、「一三・七九一」を「一四・一六三」に、「一二・八五

「三」を「二三・二〇〇」に、「一〇・八九〇」を「一一・一八四」に、「九・六七〇」を「九・九三一」に、「八・七〇一」を「八・九三六」に、「七・八九四」を「八・一〇七」に、「七・四六三」を「七・六六五」に、「六・五二三」を「六・六九九」に、「六・二二二」を「六・三八〇」に、「五・四五六」を「五・六〇三」に、「四・三四六」を「四・四六三」に、「三・九二七」を「四・〇三三」に、「二・六八四」を「二・七五六」に、「二・二九五」を「二・三五七」に、「一・八九九」を「一・九五〇」に、「一・八〇二」を「一・八五二」に、「一・七三五」を「一・七八二」に、「一・五九五」を「一・六三八」に、「一・四九八」を「一・五三八」に、「一・四七八」を「一・五一八」に、「一・三七二」を「一・四〇八」に、「一・三一六」を「一・三五二」に改め、別表第二に次の一号を加える。

十 昭和三十二年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・二五九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・五六一
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・一六三

昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・二〇〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・一八四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・九三一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九三六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・一〇七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・六六五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六九九
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三八〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・六〇三
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・四六三
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	四・〇三三
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・七五六
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三五七

昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・九五〇
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・八五一
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七八二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六三八
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五三八
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・五一八
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四〇八
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三五二

別表第三中「一・二四〇」を「一・二七三」に、「一・二五〇」を「一・二八四」に、「一・二七八」を「一・三二三」に、「一・二八四」を「一・三一九」に、「一・二九〇」を「一・三二五」に、「一・三〇〇」を「一・三三五」に、「一・三一〇」を「一・三四六」に、「一・三二二」を「一・三四七」に、「以後」を「から昭和三十二年四月一日までの間」に、「一・三一六」を「一・三五二」に改め、同表に次のように加える。

昭和三十三年四月二日以後に生まれた者

一・三五二一

(厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正)

第九条 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第三百三十三号。附則第六条において「年金給付遅延加算金支給法施行令」という。)の一部を次のように改正する。

附則別表に次の一号を加える。

十 令和六年度

昭和十五年度	八三〇・〇五五
昭和十六年度	六九八・五四一
昭和十七年度	六八二・八一三
昭和十八年度	六五三・九九四
昭和十九年度	六一一・一四四

昭和二十年度		五三八・三三四
昭和二十一年度		四七五・四四三
昭和二十二年度		五〇・二九一
昭和二十三年度		二一・八九八
昭和二十四年度		一一・五三三
昭和二十五年		八・四九五
昭和二十六年		八・四九五
昭和二十七年		七・一五七
昭和二十八年		六・七六九
昭和二十九年		六・二九四
昭和三十年度		五・八四九
昭和三十一年度		五・八四九
昭和三十二年		五・八二九

昭和四十一年度	昭和四十年度	昭和三十九年度	昭和三十八年度	昭和三十七年度	昭和三十六年度	昭和三十五年度	昭和三十四年度	昭和三十三年度
二・九〇一	四・〇三五	四・二三一	四・六二九	五・〇一一	五・三三〇	五・五五八	五・六二三	五・六二三
昭和四十四年度	昭和四十三年度	昭和四十二年度	昭和四十一年度	昭和四十年度	昭和三十九年度	昭和三十八年度	昭和三十七年度	昭和三十六年度
三・一〇三	三・七二三	三・四九四	三・三二一	三・三二一	三・一〇三	二・九〇一		
昭和四十五年度								

昭和五十八年度	○・四二四
昭和五十七年度	○・四六四
昭和五十六年度	○・五三五
昭和五十五年度	○・六五三
昭和五十四年度	○・七一五
昭和五十三年度	○・七八七
昭和五十二年度	○・九三一
昭和五十一年度	一・一一三
昭和五十年度	一・三六〇
昭和四十九年度	一・九〇八
昭和四十八年度	二・二四八
昭和四十七年度	二・四〇七
昭和四十六年度	二・六二二

昭和五十九年度	○・三九七
昭和六十年	○・三六六
昭和六十一年度	○・三三九
昭和六十二年	○・三三一
昭和六十三年	○・三三〇
平成元年度	○・三二〇
平成二年度	○・二九一
平成三年度	○・二五二
平成四年度	○・二一二
平成五年度	○・一九三
平成六年度	○・一七八
平成七年度	○・一六九
平成八年度	○・一六九

平成九年度	○・一六八
平成十年度	○・一四八
平成十一年度から平成十八年度まで	○・一四一
平成十九年度	○・一三七
平成二十年度	○・一三七
平成二十一年度	○・一二二
平成二十二年	○・一二二
平成二十三年	○・一二二
平成二十四年度	○・一二二
平成二十五年度	○・一二二
平成二十六年	○・一一七
平成二十七年	○・〇八八
平成二十八年	○・〇七九

平成二十九年 度	〇・〇七九
平成三十年 度	〇・〇七四
令和元年 度	〇・〇六三
令和二年 度	〇・〇五八
令和三年 度	〇・〇五八
令和四年 度	〇・〇五八

別表中「八〇四・二八六」を「八三〇・〇五五」に、「六七六・八五〇」を「六九八・五四一」に、「六六一・六一〇」を「六八二・八一三」に、「六三三・六八四」を「六五三・九九四」に、「五九二・一六二」を「六一一・一四四」に、「五二一・六一〇」を「五三八・三三四」に、「四六〇・六七〇」を「四七五・四四三」に、「四八・七〇二」を「五〇・二九二」に、「二一・一八八」を「二一・八九八」に、「一一・一四四」を「一一・五三三」に、「八・二〇〇」を「八・四九五」に、「六・九〇四」を「七・一五七」に、「六・五二八」を「六・七六九」に、「六・〇六八」を「六・二九四」に、「五・六三七」を「五・八四九」に、「五・六一七」を「五・八二九」に、「五・四一八」を「五・六二三」に、

「五・三五四」を「五・五五八」に、「五・一三四」を「五・三三〇」に、「四・八二五」を「五・〇一
一」に、「四・四五四」を「四・六二九」に、「四・〇六九」を「四・二三一」に、「三・八七九」を
「四・〇三五」に、「三・五七七」を「三・七二三」に、「三・三五四」を「三・四九四」に、「三・一
八七」を「三・三二一」に、「三・九七六」を「三・一〇三」に、「三・七八〇」を「二・九〇一」に、
「三・五〇九」を「二・六二二」に、「二・三〇一」を「二・四〇七」に、「二・一四七」を「二・二四
八」に、「二・八一八」を「二・九〇八」に、「二・二八七」を「二・三六〇」に、「二・〇四七」を
「二・一一三」に、「〇・八七二」を「〇・九三一」に、「〇・七三一」を「〇・七八七」に、「〇・六
六二」を「〇・七一五」に、「〇・六〇二」を「〇・六五三」に、「〇・四八八」を「〇・五三五」に、
「〇・四一八」を「〇・四六四」に、「〇・三八〇」を「〇・四二四」に、「〇・三五四」を「〇・三九
七」に、「〇・三三三」を「〇・三六六」に、「〇・二九七」を「〇・三三九」に、「〇・二九〇」を
「〇・三三一」に、「〇・二八八」を「〇・三三〇」に、「〇・二七九」を「〇・三二〇」に、「〇・二
五二」を「〇・二九一」に、「〇・二二三」を「〇・二五二」に、「〇・一七四」を「〇・二二二」に、
「〇・一五六」を「〇・一九三」に、「〇・一四一」を「〇・一七八」に、「〇・一三三」を「〇・一六

九」に、「〇・一三二」を「〇・一六八」に、「〇・一二二」を「〇・一四八」に、「〇・一〇五」を「〇・一四一」に、「〇・一〇二」を「〇・一三七」に、「〇・〇八七」を「〇・一二二」に、「〇・〇八二」を「〇・一一七」に、「〇・〇五四」を「〇・〇八八」に、「〇・〇四六」を「〇・〇七九」に、「〇・〇四〇」を「〇・〇七四」に、「〇・〇三〇」を「〇・〇六三」に、「〇・〇二五」を「〇・〇五八」に改め、同表に次のように加える。

令和四年度

〇・〇五八

(死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正)

第十条 死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号。附則第七条において「死刑再審無罪者特例法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一中「八・八五五」を「八・九一四」に、「八・三四一」を「八・三九七」に、「七・八五四」を「七・九〇七」に、「七・三九二」を「七・四四三」に、「六・九五五」を「七・〇〇二」に、「六・

五四〇」を「六・五八五」に、「六・一四七」を「六・一九〇」に、「五・七七四」を「五・八一五」に、「五・四二二」を「五・四六〇」に、「五・〇八六」を「五・一二三」に、「四・七六九」を「四・八〇四」に、「四・四六八」を「四・五〇一」に、「四・一八三」を「四・二二四」に、「三・九一三」を「三・九四三」に、「三・六五七」を「三・六八五」に、「三・四一四」を「三・四四一」に、「三・一八四」を「三・二〇九」に、「三・九六六」を「三・九九〇」に、「三・七五九」を「三・七八二」に、「二・五六三」を「二・五八五」に、「三・三七七」を「三・三九八」に、「三・二〇一」を「二・二二一」に、「二・〇三四」を「二・〇五三」に、「一・八七六」を「一・八九四」に、「一・七二六」を「一・七四三」に、「二・五八四」を「二・六〇〇」に、「二・四四九」を「二・四六四」に、「一・三三二」を「一・三三六」に、「二・二〇二」を「二・二二四」に、「二・〇八六」を「一・〇九九」に、「〇・九七七」を「〇・九八九」に、「〇・八七四」を「〇・八八五」に、「〇・七七六」を「〇・七八七」に、「〇・六八四」を「〇・六九四」に、「〇・五九六」を「〇・六〇六」に、「〇・五一三」を「〇・五二二」に、「〇・四三四」を「〇・四四三」に、「〇・三五九」を「〇・三六七」に、「〇・三〇七」を「〇・三一五」に、「〇・二五七」を「〇・二六四」に、「〇・二〇八」を「〇・二一六」

に、「〇・一六二」を「〇・一六九」に、「〇・一四五」を「〇・一五二」に、「〇・一二九」を「〇・一三六」に、「〇・一〇九」を「〇・一一六」に、「〇・〇九〇」を「〇・〇九七」に、「〇・〇七四」を「〇・〇八一」に、「〇・〇五九」を「〇・〇六六」に、「〇・〇四七」を「〇・〇五三」に、「〇・〇三四」を「〇・〇四一」に、「〇・〇二五」を「〇・〇三一」に、「〇・〇一八」を「〇・〇二四」に、「〇・〇一二」を「〇・〇一八」に、「〇・〇〇八」を「〇・〇一四」に、「〇・〇〇七」を「〇・〇一三」に、「〇・〇〇六」を「〇・〇一二」に、「〇・〇〇五」を「〇・〇一一」に、「〇・〇〇四」を「〇・〇一〇」に、「〇・〇〇三」を「〇・〇〇九」に、「〇・〇〇二」を「〇・〇〇八」に改め、同表に次のように加える。

令和三年度

〇・〇〇六

別表第二中「五・一三四」を「五・三三〇」に、「四・八二五」を「五・〇一一」に、「四・四五四」を「四・六二九」に、「四・〇六九」を「四・二三一」に、「三・八七九」を「四・〇三五」に、「三・五七七」を「三・七二三」に、「三・三五四」を「三・四九四」に、「三・一八七」を「三・三二一」に、「二・九七六」を「三・一〇三」に、「二・七八〇」を「二・九〇一」に、「二・五〇九」を「二・

六二二」に、「二・三〇一」を「二・四〇七」に、「二・一四七」を「二・二四八」に、「二・八一八」を「一・九〇八」に、「一・二八七」を「一・三六〇」に、「一・〇四七」を「一・一一三」に、「〇・八七二」を「〇・九三一」に、「〇・七三二」を「〇・七八七」に、「〇・六六二」を「〇・七一五」に、「〇・六〇二」を「〇・六五三」に、「〇・四八八」を「〇・五三五」に、「〇・四一八」を「〇・四六四」に、「〇・三八〇」を「〇・四二四」に、「〇・三五四」を「〇・三九七」に、「〇・三二三」を「〇・三六六」に、「〇・二九七」を「〇・三三九」に、「〇・二九〇」を「〇・三三一」に、「〇・二八八」を「〇・三三〇」に、「〇・二七九」を「〇・三二〇」に、「〇・二五一」を「〇・二九一」に、「〇・二二三」を「〇・二五二」に、「〇・一七四」を「〇・二二二」に、「〇・一五六」を「〇・一九三」に、「〇・一四二」を「〇・一七八」に、「〇・一三三」を「〇・一六九」に、「〇・一三二」を「〇・一六八」に、「〇・一一二」を「〇・一四八」に、「〇・一〇五」を「〇・一四一」に、「〇・一〇二」を「〇・一三七」に、「〇・〇八七」を「〇・一二二」に、「〇・〇八二」を「〇・一一七」に、「〇・〇五四」を「〇・〇八八」に、「〇・〇四六」を「〇・〇七九」に、「〇・〇四〇」を「〇・〇七四」に改め、同表に次のように加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(国民年金法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 令和六年三月以前の月分の国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給の停止については、なお従前の例による。

(昭和六十一年経過措置政令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 令和六年三月以前の月分の老齢福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

2 令和六年三月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次項及び

附則第五条において「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第一項の規定により従前の例により

支給する年金たる保険給付と併給される他の厚生年金保険の年金たる保険給付の支給の停止については、

なお従前の例による。

3 令和六年三月以前の月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項の規定により従前の例により支給する年金たる保険給付と併給される他の船員保険の年金たる保険給付の支給の停止については、なお従前の例による。

(北朝鮮拉致被害者支援法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この政令の施行の日(附則第六条及び第七条において「施行日」という。)前に北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第四百十三号)第二条第一項第一号に規定する被害者が帰国し最初に本邦に住所を有するに至った場合における同法第十一条の二第一項の規定により支給する特別給付金の額については、なお従前の例による。

(国民年金法による改定率の改定等に関する政令等の一部改正に伴う経過措置)

第五条 令和六年三月以前の月分の国民年金法による年金たる給付(付加年金を除く。)、厚生年金保険法による年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付及び昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第

十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付及び同法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金及び同条第六項に規定する移行農林年金並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する年金である給付、平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定による給付、平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する改正前私学共済法による年金である給付並びに平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する年金である給付の額については、なお従前の例による。

(年金給付遅延加算金支給法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 施行日前に厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する

法律（以下この条において「年金給付遅延加算金支給法」という。）第二条（年金給付遅延加算金支給法

附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該

記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払うものとされる保険給付が支払われた場合

における年金給付遅延加算金支給法第二条の規定による保険給付遅延特別加算金の額については、なお従

前の例による。

2 施行日前に年金給付遅延加算金支給法第三条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において読

み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する当該記録した事項の訂正に係る給

付を受ける権利に基づき支払うものとされる給付が支払われた場合における年金給付遅延加算金支給法第

三条の規定による給付遅延特別加算金の額については、なお従前の例による。

(死刑再審無罪者特例法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第七条 死刑に処せられた罪について再審において無罪の言渡しを受けて施行日前にその判決が確定した場

合における死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（平成二十五年法律第六十六号）第三条第一項の規定により支給する特別給付金の額については、なお従前の例による。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第八条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項の表以外の部分中「第三項」の下に「、第五条」を加え、同表再評価令第四条第三項の項の次に次のように加える。

再評価令第五条

厚生年金保険法第四十六

適用する改正後厚生年金保険法第四十六条第

	<p>条第一項</p>	<p>一 項（平成二十七年経過措置政令第三十七條第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七條第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
<p>同条第三項本文</p>	<p>同法</p>	<p>適用する改正後厚生年金保險法第四十六條第三項本文</p>
	<p>同法</p>	<p>適用する改正後厚生年金保險法</p>

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保險法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保險法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改

正)

第九条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項の表以外の部分中「第三項」の下に「、第五条」を加え、同表再評価令第四条第三項の項の次に次のように加える。

再評価令第五条の見出し	厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法
再評価令第五条	厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法
同法		適用する改正後厚生年金保険法